

横須賀都市計画 防火地域及び準防火地域

1 次 案

令和4年（2022年）9月12日

横 須 賀 市

理 由 書 （ 防火地域及び準防火地域 ）

横須賀市の防火地域及び準防火地域指定基準では、原則として、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く区域のうち、建蔽率 60%以上で、かつ、容積率 200%以上の区域を準防火地域に指定することとしています。

今般、都市計画公園 3. 3. 20 佐島の丘公園の区域を変更することに伴い、佐島 2 丁目及び佐島の丘 2 丁目地内において用途地域の変更を行うため、防火地域及び準防火地域指定基準に基づき、準防火地域の指定区域を変更するものです。